

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>長鎖ペルフルオロカルボン酸（長鎖 PFCA）の BAT 報告に必要な C9－C21 の分析データについて、C15－C21 は定量分析用の標準物質が決まっていないことから、定量分析不可（=自主上限値設定不可）と分析会社から情報を得ているため、標準物質が決まるまで暫定的に LC－PFCA（C9－C14）を第一種特定化学物質に指定していただけないか。</p>	<p>令和7年4月から5月に開催されたストックホルム条約第12回締約国会議の決定文書においては、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及び LC-PFCA 関連物質（炭素数9～21までのもの）が同条約の附属書A（廃絶）への追加物質となっております。国際条約との整合性を確保するため、締約国となっている我が国においても適切な措置を講じる必要があります。厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会（以下「3省合同審議会」という。）において審議を行った結果、「ペルフルオロアルカン酸（炭素数が9以上21以下のものに限る。）（別名長鎖 PFCA）又はこれらの塩」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られております。</p>
2	<p>不純物の許容濃度の記載がありませんが、不純物許容濃度はいつ頃設定されるのでしょうか。</p>	<p>化審法における第一種特定化学物質は含有率による適用除外がありません。分析等により第一種特定化学物質が含有することが確認されましたら、微量であっても第一種特定化学物質としての規制が適用されます。</p> <p>なお、不純物として含まれる、第一種特定化学物質に該当する化学物質については、当該不純物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該不純物は第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています。</p> <p>不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱いについては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について</p>

		<p>(最終改正令和7年10月6日)」(※1)の3-4、及び「不純物として第一種特定化学物質が含まれていた場合の手続きについて」※2をご確認ください。</p> <p>※1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(最終改正令和7年10月6日)  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r071006_51_0.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r071006_51_0.pdf</a></p> <p>※2 不純物として第一種特定化学物質が含まれていた場合の手続きについて  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/251006bat_oshirase.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/251006bat_oshirase.pdf</a></p>
3	<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(長鎖PFCA)とその塩及び長鎖PFCA関連物質に係る措置(案)の3. 措置の内容(3)へ、政令で指定された用途(エッセンシャルユース)を設けることなく、使用を禁止する。と記載があるが、不純物としての閾値は設定されるのでしょうか。</p>	<p>2に同じ。</p>
4	<p>第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の関税定率法別表の区分に関しましては、遅くとも施行の半年前までにご開示いただきたく存じます。</p> <p>弊社では、該当の可能性がある全商品について海外サプライヤーへの確認を進めておりますが、施行直前での情報開示となった場合、在庫の大量廃棄や輸入遅延による販売機会の損失が生じるおそれがございます。</p> <p>つきましては、早期の情報提供にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「(お知らせ)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」(※)について、早期の改訂及び周知に努めてまいります。</p> <p>※ (お知らせ)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/tsukan_250206.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/tsukan_250206.pdf</a></p>

5	<p>(意見 1)  中鎖塩素化パラフィンを含有するシール材（ガスケット）が装着された配管類は、すでに多くの建物に設置され、排水管システムとして稼働し、建物のインフラとなっているものです。このシール材（ガスケット）は、中鎖塩素化パラフィンを樹脂と混練し、射出成型した成型品であり、この成型品から中鎖塩素化パラフィンが飛散したり溶出したりすることはなく、使用中に組成が変化したり、形状が変化したりすることはありません。</p> <p>一方で、化審法運用通知（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環保企発第 1808319 号、最終修正 令和 7 年 10 月 6 日医局発 1006 第 1 号・20251001 保局第 6 号・環保安発第 2510061 号）の 1 化学物質の範囲関係（4）に、「1 に該当するものは「化合物」とはせず、「製品」とみなして扱い本法以外の関連法令等により対処する。」と記載がある。当該シール材（ガスケット）は「1 固有の商品形状を有するものであって、その使用中に組成や形状が変化しないもの」に該当し、化審法の対象外と考えられるので、現に存在する当該シール材（ガスケット）を配管類に装着して使用することを継続することは問題ないと考えますが、いかがか。</p> <p>(意見 2)  同様に、現に存在する当該シール材（ガスケット）を装着した配管類も化審法の対象外であると考えられるので、現に存在する当該シール材（ガスケット）を装着した配管類の継続販売も問題ないと考えて良いか。</p> <p>(意見 3)</p>	<p>(意見 1) 及び (意見 2) について  「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環保企発第 1808319 号、最終修正 令和 7 年 10 月 6 日医薬発 1006 第 1 号・20251001 保局第 6 号・環保安発第 2510061 号）」(※) の 1 (4) にあるとおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下「施行令」という。）で定められた製品に該当せず、当該項目の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず「製品」とみなして扱い、本法以外の関連法令等により対処するものとしております。御意見にあるものについて、化審法上の「製品」に該当するかどうかについては、ご自身において判断をお願いいたします。</p> <p>※ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（最終改正令和 7 年 10 月 6 日）  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r071006_51_0.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r071006_51_0.pdf</a></p> <p>(意見 3) について  廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関連法令に従い適切に対処をお願いいたします。なお、有害廃棄物の処理委託に係る情報伝達に関する省令改正 (※) を行っておりますので、併せてご確認ください。</p> <p>※ 有害廃棄物の情報伝達省令改正、及び WDS ガイドライン（第 3 版）に関する説明資料</p>

	現に保有する中鎖塩素化パラフィン（化合物）及び現に存在する当該シール材（ガasket）（中鎖塩素化パラフィンを含有する製品）を廃棄する場合、どのように処理すればよいか。	<a href="https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/">https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/</a>
6	製品の製造や輸入の際に長鎖 PFCA の副生が認められ、BAT 報告において、仮に製造や輸入する全ロットで長鎖 PFCA の分析を行うことが求められた場合、分析対象が 13 物質と多いことから分析費用が高額になり、製造や輸入に関わる費用が大幅に増加し、結果的に消費者の負担増に繋がる懸念があります。特に輸入量や製造量が少量の場合においては、環境汚染を通じた人の健康を損なうレベルが極めて低いことが想定されることから、むやみに分析件数や分析頻度を増やすことを推奨するようなことがないよう、適切な判断が求められるべきと考えます。	御意見につきましては、今後の化審法の運用における参考とさせていただきます。
7	製品の製造や輸入の際に長鎖 PFCA の副生が認められ、化審法の BAT 報告が必要になった際に、自主管理上限値の設定方法としては、欧州の C9-C14 PFCAs に関する REACH 規制の制限と同様に C9-C21 それぞれの含有量の合算値を管理するような方向で進めていくのか、あるいは C9-C21 それぞれ個別の自主管理上限値の設定が求められるのか、現時点である程度の方針が定まっていれば教えていただきたい。	施行令で指定する化学物質での BAT 報告を行っていただく方針を考えております。
8	長鎖 PFCA の含有量分析を行うにあたり、現時点で試薬メーカーから販売されていない標品及びサロゲート物質がいくつか存在します。代替標品を用いた分析方法も報告されているようですが、現状において推奨される分析方法についても、規制前のなるべく早い段階で示される必要があります。推奨される分析方法が定まっていない中で、長鎖 PFCA の第一種特定化学物質への指定が進められた場合、長鎖 PFCA の副生が認められた際の BAT 報告のための分析や、製品中の非含有証明を求められた際の分析などに支障が生じ、産業界への影響が懸念されます。	成分について自ら測定して説明するか、輸入元から成分表を入手して説明するか等は、事業者任せられているため、事業者で判断をお願いいたします。

9	<p>弊社は、生産システムにおいて、中鎖塩素化パラフィン（MCCPs）の使用を確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空宇宙、防衛用途における接着剤やシーラント、テープ類</li> <li>・航空宇宙、防衛用途における金属加工油剤（潤滑油、切削油、油圧油等）に MCCPs が含まれています。</li> </ul> <p>上記の MCCPs の使用については、すでに、特別に適用除外が、MCCPs を掲載しているストックホルム条約附属書 A において設けられています。</p> <p>以上</p>	<p>中鎖塩素化パラフィン（MCCP）の第一種特定化学物質への指定にあたっては、3省合同審議会（※）において、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・輸入及びその使用を禁止する措置を導入することが適当であると結論が得られております。</p> <p>※ 令和7年度第5回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和7年度化学物質審議会第2回安全対策部会、第257回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2025_02.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2025_02.html</a></p>
10	<p>中鎖塩素化パラフィン（MCCP）は塗料分野では主に可塑剤や難燃剤として広く使用され、安全性や耐久性の向上に寄与しております。MCCP につきましては現在、代替技術・代替原材料の検討をしているところですが、現時点では全ての用途での即時代替が可能な状況ではありません。また、これまでいろいろな分野で使用されてきておりますので、MCCP を含有する原材料や製品の在庫を調整する十分な期間も必要です。MCCP の規制は環境保護に資する重要な措置であると思いますが、MCCP を使用している事業者の代替技術・原材料に関する検討・移行の期間や含有原材料や製品の在庫調整の期間を十分に考慮して、MCCP を使用している関連業界に影響のないように、現実的な施行時期や猶予期間の設定を希望いたします。</p>	<p>MCCP 等の第一種特定化学物質への指定や輸入禁止製品の措置に関しては、令和7年9月19日の3省合同審議会資料（※）のとおり、令和8年以降の公布、施行を予定しています。</p> <p>※ 令和7年9月19日の3省合同審議会資料</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2025_02_01_01.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2025_02_01_01.pdf</a></p>
11	<p>1. 第一種特定化学物質に指定される予定の長鎖 PFCA（炭素数が9以上21以下のもの）には、標準物質（サロゲート物質含む）が無く、分析方法が確立していない物質が複数存在している。BAT 報告の考え方は、副生する第一種特定化学物質が微量に含まれることが認められた場合、その事実を認識した以降に報告するものであるため、分析方法等がそもそもな</p>	<p>第一種特定化学物質が自ら製造又は輸入する化学物質に不純物として微量に含まれることが認められた場合においては、速やかにBAT 報告を実施してください。また、成分について自ら測定して説明するか、輸入元から成分表を入手して説明するか等は、事業者任せられているため、事業者で判断をお願いいたします。</p>

	<p>い物質については分析において「含まれることが認められた」という状態にはならないため、BAT 報告は不要という理解でよいでしょうか。</p> <p>2. BAT 報告の考え方は、「副生する第一種特定化学物質が微量に含まれることが認められた場合に報告する」というものであるため、製造・輸入時には「微量に含まれること」を認識せず製造・輸入し、あとからその事実を認識した場合、認識した以降に BAT 報告すればよいと理解しています。</p> <p>その場合下記のようなケースが発生すると思いますが、その場合の考え方も併せて示して戴きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定化学物質を「微量に含まれること」を認識せずに製造・輸入した事実に関して製造・輸入者への違反・罰則等の有無。</li> <li>・製造・輸入者が認識前に製造・輸入した製品や川下に出荷した製品についての回収要否。</li> <li>・回収不要な場合、製造・輸入者は上記製品の継続的な出荷・使用可否。</li> <li>・製造・輸入者が認識後、BAT 報告完了するまでの間の川下ユーザーにおける上記製品の継続的な出荷（使用）可否。</li> </ul>	<p>なお、個別のケースについては一概に回答できません。罰則については、化審法「第八章 罰則」をご確認ください。</p>
12	<p>お世話になります。MCCP に関する POPs 条約の動向については、ユーザー観点から注目しておりました。POPRC19 にて附属書 A への追加勧告が決定し、社内該当加工油の変更検討・切替進めておりますが、使用範囲が大きく、また商流に伴う許可申請の都合もあり、現状も切替活動中という状況です。</p> <p>COP12 では、経過措置となる全面禁止までの猶予があった為、国内でも若干の猶予は発生するかと思っておりましたが、9月19日付「令和7年度化学物質審議会第2回安全対策部会」資料1-1を拝見したところ、過去事</p>	10に同じ。

	<p>例を鑑みても早いペース感で全面的な禁止措置の見通しと感じております。公布・施行まで一定期間の猶予を頂きたい。</p>	
--	---	--